

「薬害肝炎」訴訟説明会のご案内

2006年9月
薬害肝炎大阪弁護団

マスコミ報道等でご存じかとは思いますが、全国5地裁で審理されている薬害肝炎訴訟の判決が、去る6月21日、大阪地方裁判所で、8月30日、福岡地方裁判所で言い渡されました。

大阪判決は、血液製剤であるフィブリノゲン製剤について、製薬会社については1985年8月以降、国については1987年4月以降の責任を認め、また、福岡判決では、製薬会社及び国について1980年11月以降の責任を認めました。

豊岡市近辺では、公立豊岡病院、公立八鹿病院などの医療機関において、多数のフィブリノゲン製剤が納入されており、幸いにも、豊岡病院では昭和41年以降の、八鹿病院では昭和52年以降のカルテが保存されており、同製剤の投与の事実につき確認可能です。

そこで、薬害肝炎大阪弁護団では、下記のとおり、豊岡市において、訴訟説明会を開催させて頂き、ご来場頂いた方に対し、弁護士による個別相談等を実施させて頂きたいと思っております。出産や手術を受け、血液製剤が使用された可能性があるとお考えの方、訴訟についての質問をお持ちの方は、是非、ご参加頂きますようお願い致します。

記

訴訟説明会・個別相談ともに無料です。

日時：9月23日(土)午後1時30分～5時

場所：豊岡市民会館

(豊岡市立野町20-34 Tel:0796-23-0255 Fax:0796-24-0952)

地図は裏面のとおり

《内容》

- ・薬害肝炎訴訟の概要の説明
- ・薬害肝炎訴訟大阪判決・福岡判決の説明
- ・個別相談会 等

※当時の診療録、手術記録、分娩記録、母子手帳、レセプト等の関係資料をお手元をお持ちの方は、是非ご持参ください。

※弁護団では、ご希望に応じて、医療機関に対し、血液製剤を投与したかどうかの照会を、行っております。委任状・同意書が必要となりますので、ご希望の方は印鑑をお持ち下さい。

平日12時～15時 常時電話相談行っています。

薬害肝炎救済ホットライン 06-6315-9988

【問い合わせ先】

〒530-0047

大阪市北区西天満2-8-1 大江ビル405 長野総合法律事務所

電話 06-6363-3705

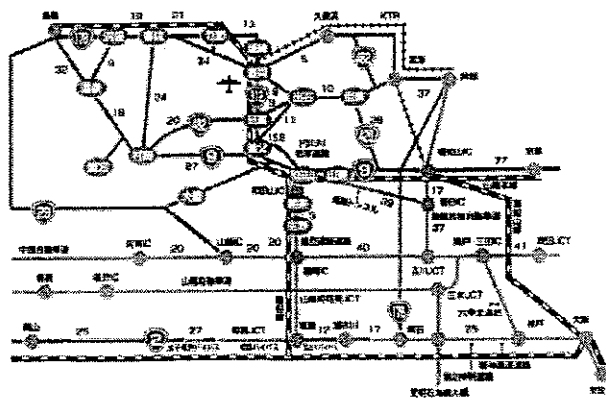
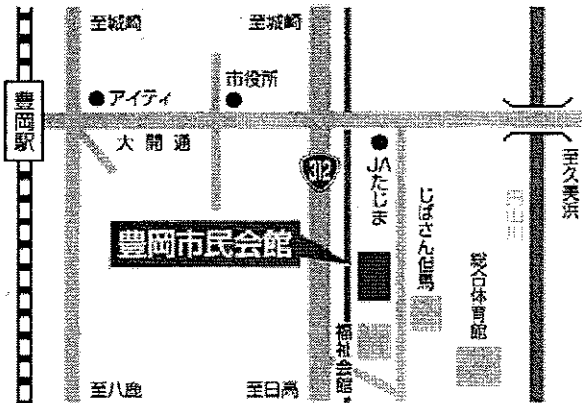
FAX 06-6363-3707

お問い合わせ

豊岡市民会館 (火曜日休館)

〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町20-34
TEL.0796-23-0255/FAX.0796-24-0952

豊岡市民会館の催しは豊岡市のホームページでもご案内しています。<http://www.city.toyooka.lg.jp/>



TOYOOKA CITIZENS' HALL